

人権チェックリスト

平成26年
12月号



和歌山県人権尊重の社会づくり協定

12/3~12/9は障害者週間です

発達障害について知っていますか？

発達障害とは

発達障害は、自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如・多動性障害等、脳機能の発達に関する障害で、その症状が通常低年齢において発現するものです。発達障害がある方は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手なため、その行動や態度から「自分勝手」等と周囲から誤解されることも少なくありません。

◎主な発達障害には以下のようなものがあります。

自閉症スペクトラム障害

「コミュニケーションの障害」「パターン化した行動、こだわり」等の特徴をもつ障害で、発達早期から症状が見られます。（後になって明らかになる場合もあります。）

注意欠如・多動性障害（ADHD）

「集中できない（不注意）」「じっとしていられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」等を特徴とする発達障害で、その特徴は通常7歳以前に現れます。

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。

チェック

発達障害は、障害の種類や程度、年齢等によって現れ方は違いますが、例えば、短い文で順を追って具体的に説明したり、写真や絵等の視覚的な情報を提示して説明する等、一人一人の特徴に応じた配慮が重要です。

（詳しくは、発達障害情報・支援センターのホームページ
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>をご参照下さい。）

相談窓口

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」

和歌山市今福3-5-41（愛徳医療福祉センター内）TEL 073-413-3200

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

